

氏名	柳 妊希
学位の種類	博士 (コミュニティ福祉学)
報告番号	乙第350号
学位授与年月日	2020年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動と「あいまいな当事者性」戦略 —エンパワメントの視点からの考察—
審査委員	(主査) 三本松 政之 藤井 敦史 飯村 史恵 堀江 有里 (立教大学兼任講師、日本基督教団 なか伝道所主任牧師)

## I. 論文の内容の要旨

### (1) 論文の構成

論文全体の構成は、序章、終章を含めた全7章の構成である（「図 論文構成と研究課題」参照）。序章では、研究の背景と問題意識、研究の目的、本研究を論じるうえでの諸概念、分析の枠組みなどが提示される。研究の枠組みでは、5つの課題と各章の対応が示されている。各章の概要については次項に記載する。

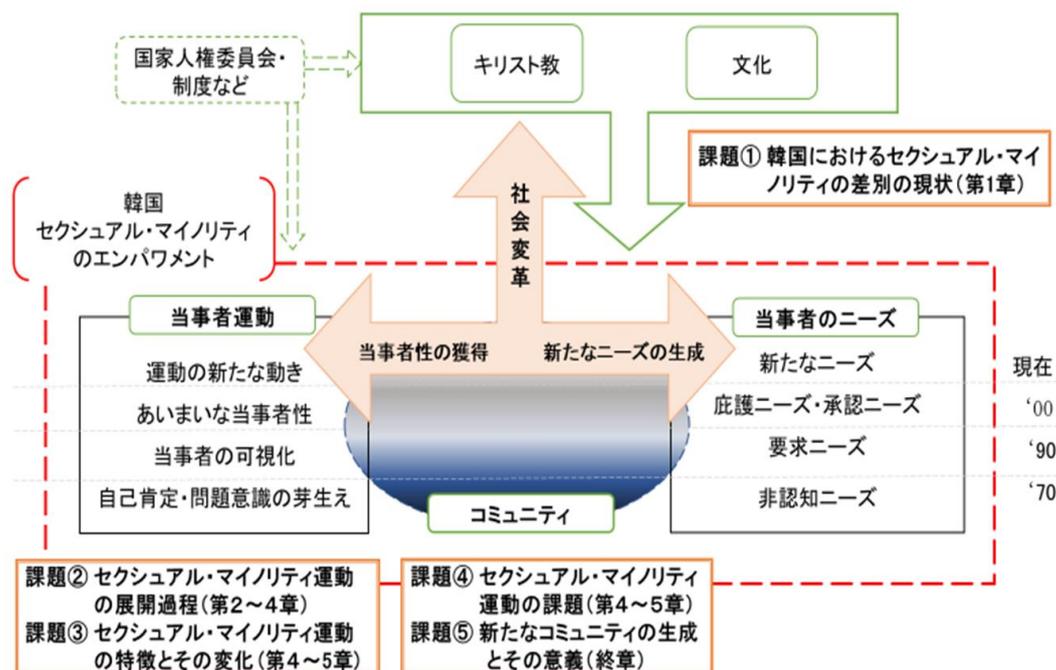


図 論文構成と研究課題

### (2) 論文の内容要旨

本研究の目的を達成するために以下の5つの研究課題が提示される。①韓国におけるセクシュアル・マイノリティの差別の現状を明らかにする（第1章）、②韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について明らかにする(第2～4章)、③韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の特徴について明らかにする(第4章)、④韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の課題について明らかにする（第4～5章）、⑤新たなコミュニティ生成とその意義を示唆することである(終章)。

課題①については、第1章で先行研究を用い、韓国におけるセクシュアル・

マイノリティ差別の現状について検討を試みており、韓国ではいまだセクシュアル・マイノリティに対する否定的なイメージが強いこと、セクシュアル・マイノリティに対する反対運動の先頭に立っている集団が保守的キリスト教（プロテスタント）団体であることなどを示した。そのような差別に対する国家人権委員会法や、学生人権条例などの国や地方自治体による取り組みもみられるが強制力がないため実質的な効果はなく、また研究動向においてもセクシュアル・マイノリティの関連研究では人権保障の観点にウェイトが置かれ、個別ニーズや生活課題に関するアプローチはそれほど見られない。

課題②、③については、第2章から4章に渡って論じている。第2章では、1990年代以前のセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について論じ、社会の認識とセクシュアル・マイノリティ当事者の無知と不安について述べている。人目を避けて出会いを求めていたセクシュアル・マイノリティが同じ境遇にあるセクシュアル・マイノリティとの出会いから問題への気づきがみられ、問題に向き合うプロセスが提示された。第3章では1990年代以降の韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について論じられ、それは当事者運動組織の芽生える時期であり、運動の本格的な展開の開始期である。その背景についての分析とセクシュアル・マイノリティ存在の可視化による差別と嫌悪の増大、また急オンラインコミュニティの急増が指摘されている。第4章では、2000年代以降の過程で見えてきた人権問題として取り上げられるセクシュアル・マイノリティ問題と韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の特徴として「あいまいな当事者性」戦略を見出しそれについて論じている。2000年代の運動では、セクシュアル・マイノリティ存在の可視化と共に差別も激しくなったため、カミングアウトして運動をする活動家が減り、当事者性を持ちながらも意図的（または戦略的）に自分たちの当事者性をあいまいにして活動していた。本研究ではそれを「あいまいな当事者性」戦略とした。

課題④は第4章と5章で論じている。セクシュアル・マイノリティに対する反対が激しい社会において当事者は持続的に運動を展開し、それは自分たちの権利意識およびコミュニティを強化し、政策的な人権の向上にもつながっていたが、当事者性の潜在化は個々人のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題も潜在化させるという限界を持っていた。第5章では、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の最近の新たな動きとして、カミングアウトするセクシュアル・マイノリティたちが増えていることについて論じた。そして、セクシュアル・マイノリティ人権運動に反対する勢力の動きと反対する主張について概観し、その動きがセクシュアル・マイノリティ運動団体と活動内容にも影響を与えていることについて述べた。加えて、運動団体の経済的基盤が弱いこと、活動も個々のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題の可視化という点

で限界のあることについて述べた。

課題⑤については終章でエンパワメントの観点から「あいまいな当事者性」戦略を分析し、エンパワメントの背景に「当事者コミュニティ」が存在していること、また「あいまいな当事者性」戦略による成果として1)「当事者コミュニティ」はセクシュアル・マイノリティの居場所としての機能だけではなく、匿名性の下での出会いから組織的な活動の形成に繋がり、それがさらに新たなコミュニティの創出に繋がったこと、2) 同じセクシュアル・マイノリティであっても運動においてゲイとレズビアンの違いが存在し、それぞれに「当事者コミュニティ」を形成していること、3)「あいまいな当事者性」戦略についてはセクシュアル・マイノリティが大きなリスクを受けることなく安全に運動ができるものとして機能していたことが指摘されている。また「当事者コミュニティ」は空間的な意味を越えて、アイデンティティを肯定できるエンパワメントの場としての意義を持っていた。

最後に、韓国の先進的な取り組みである「シンナムンセンター」の試みを「結節の場としてのコミュニティ」形成を目指すものとして位置づけ、地域におけるセクシュアル・マイノリティの日常的な困難や生活課題に目を向け地域社会と関係を図り、また映画などを通してセクシュアル・マイノリティの文化を新たな価値観として共有し、今まで「あいまいな当事者性」戦略を採用してきたセクシュアル・マイノリティたちが、自分自身の当事者性を隠さずに活動する場の構築を目指していることを論じた。

## Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

### (1) 論文の特徴

韓国におけるセクシュアル・マイノリティへの偏見差別は保守的キリスト教（プロテスタント）団体にみられるように根強く、カミングアウトによって当事者性を明らかにすることには大きな社会的リスクが伴う。本研究の特徴は、このような状況下でのセクシュアル・マイノリティによる運動の形成・展開過程について、運動と当事者コミュニティとの関係に着目し、エンパワメントの概念を活用した分析枠組みを構築し、それをを用いることでセクシュアル・マイノリティ運動における当事者コミュニティが、運動の画期において果たした役割とその過程を丹念に描き出していることにある。

また韓国のセクシュアル・マイノリティ運動が人権保障を掲げての権利の主張・獲得や制度の改善など理念的レベルでの運動となりがちであることを指摘し、セクシュアル・マイノリティの日常的な困難や生活課題がテーマ化しにくい点について運動の担い手である当事者に着目し分析を試みた点も本研究の特徴である。激しい偏見・差別の下でセクシュアル・マイノリティの運動団体の活動家が、自身の当事者性を戦略的にあいまいにしていることを見出し、それを「あいまいな当事者戦略」としたが、この戦略が個人の日常的な生活課題を潜在化させてきていることも明らかにしている。

最後に「あいまいな当事者戦略」を採用してきたセクシュアル・マイノリティたちが、自分自身の当事者性を隠さずに活動する場の構築に関わり「結節の場としてのコミュニティ」を提起している点を指摘したい。このコミュニティは、人権の保障や政策的改善を求めるこれまでの運動から、セクシュアル・マイノリティが生活する地域コミュニティを基盤として身近な生活課題の改善につながるものとして展望するものであり、これも独自の視点である。

### (2) 論文の評価

まず、本論文は、韓国の激しい差別と偏見の下に置かれてきたセクシュアル・マイノリティの当事者運動とコミュニティの変遷との関係に着目をし、それを当事者コミュニティの変容とエンパワメントの過程と結び付けた分析枠組みを構築した点、そしてその枠組みを用いてセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程の先行研究を幅広く渉猟し、文献資料を駆使し、また現地調査を重ね実証的に整理した点で評価することができる。また今後の韓国のセクシュアル・マイノリティ運動団体の抱える課題にたいして、「結節の場としてのコミュニティ

イ」を提起し展望を提示している点も高く評価される。

次に「あいまいな当事者性」戦略の概念の持つ意義について必ずしも十分に展開されていないようにみられ、本概念をより精緻化することで分析を深めることが望まれる。概念的な点に関わり、承認ニーズなどの解釈などもより精緻な議論が望まれる。また権利要求をしていく時の運動側の正当化のロジックとキリスト教側の対抗ロジックとがどのようにかみ合っていくのか等の観点も今後の課題として残される。

以上に述べたように、本論文で得られた知見はいくつかの課題はあるが、セクシュアル・マイノリティのみならずエンパワメントの分析枠組みは、社会福祉の他領域にも還元し得る多くの示唆が含まれている。以上のことから、本論文を学位（博士）授与に必要となる学術的水準を満たすものとして評価する。